

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和5年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は14,656人である。このうち、当年開始人員は12,483人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,173人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.2%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が14.8%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	29
人 員	総 数	19,703	19,787	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709
	仮釈放	16,094	16,310	15,594	14,967	15,118	14,351	14,289
	うち、一部猶予	5	548
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,608	3,476	3,387	3,115	2,870	2,708	2,419
	うち、SE・SA対象者	936	907	788	695	648	499	407
	うち、特定少年
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)
指 数	婦人補導院仮退院	1	1	-	1	-	-	1
	総 数	100	100	96	92	91	87	85
	仮釈放	100	101	97	93	94	89	89
	少年院仮退院	100	96	94	86	80	75	67
人 員	うち、SE・SA対象者	100	97	84	74	69	53	43
種 別		30	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人 員	総 数	15,198	15,093	13,732	13,584	12,838	12,483	100.0
	仮釈放	13,053	13,086	11,995	12,091	11,523	11,071	88.7
	うち、一部猶予	1,186	1,287	1,226	1,180	952	714	5.7
	仮出場	-	-	-	-	1	-	-
	少年院仮退院	2,145	2,006	1,737	1,492	1,314	1,412	11.3
	うち、SE・SA対象者	380	327	254	182	156	165	1.3
	うち、特定少年	33	628	5.0
	少年院退院	-	1	-	1	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	-	-	-
指 数	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
	総 数	77	77	70	69	65	63	...
	仮釈放	81	81	75	75	72	69	...
	少年院仮退院	59	56	48	41	36	39	...
人 員	うち、SE・SA対象者	41	35	27	19	17	18	...

- (注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
- 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
- 3 「特定少年」は少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分に付された者である（以下同じ。）。

(2) 審理の終結人員（2表参照）

令和5年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は12,689人であり、前年に比べ288人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は11,792人（終結人員総数の92.9%）、許可しない旨の判断がされた人員は891人（同7.0%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は425人（同3.3%）となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.7%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他の 人員	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	12,689	11,792	466	425	6	3.7
	仮釈放	11,315	10,423	465	421	6	4.1
	うち、一部猶予	768	740	5	23	—	0.7
	仮出場	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	1,374	1,369	1	4	—	0.1
	うち、SE・SA対象者	161	161	—	—	—	—
	うち、特定少年	579	578	—	1	—	—
	少年院退院	—	—	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	—	—	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	92.9	3.7	3.3	0.0	…
	仮釈放	100.0	92.1	4.1	3.7	0.1	…
	うち、一部猶予	100.0	96.4	0.7	3.0	—	…
	少年院仮退院	100.0	99.6	0.1	0.3	—	…
	うち、SE・SA対象者	100.0	100.0	—	—	—	…
	うち、特定少年	100.0	99.8	—	0.2	—	…

（注）「許可しない（取下げなし）」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない（取下げなし）人員／（許可決定人員 + 許可しない人員）×100により算出した（以下同じ。）。

(3) 許可決定人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人 員	総 数	14,450	13,995	12,946	12,638	12,037	11,792	100.0
	仮釈放	12,273	11,976	11,234	11,113	10,712	10,423	88.4
	うち、一部猶予	1,085	1,236	1,192	1,120	985	740	6.3
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	2,177	2,019	1,712	1,524	1,325	1,369	11.6
	うち、SE・SA対象者	382	382	257	184	157	161	1.4
	うち、特定少年	…	…	…	…	23	578	4.9
	少年院退院	—	—	—	1	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	…	…	…	…	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	97	90	87	83	82	…
	仮釈放	100	98	92	91	87	85	…
	少年院仮退院	100	93	79	70	61	63	…
	うち、SE・SA対象者	100	100	67	48	41	42	…

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は平成30年以降、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じ、令和5年に再び減少している。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人 員	総 数	589	436	416	438	500	466	100.0
	仮釈放	587	429	416	437	499	465	99.8
	うち、一部猶予	7	3	4	8	5	5	1.1
	仮出場	-	-	-	-	1	-	-
	少年院仮退院	2	6	-	1	-	1	0.2
	うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-	-	-
	うち、特定少年	-	-	-
	少年院退院	-	1	-	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	-	-	-
指 数	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
	総 数	100	74	71	74	85	79	...
	仮釈放	100	73	71	74	85	79	...
	少年院仮退院	100	300	-	50	-	50	...

最近6年間の種別ごとの「許可しない（取下げなし）」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。令和5年における「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.7%（前年は3.9%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない（取下げなし）人員」の比率の推移

種 別	平成30年	令和元年	2	3	4	5
総 数	3.8	2.9	3.0	3.2	3.9	3.7
	仮釈放	4.4	3.3	3.4	3.6	4.3
	うち、一部猶予	0.6	0.2	0.3	0.7	0.5
	少年院仮退院	0.1	0.3	-	0.1	-
	うち、SE・SA対象者	-	-	-	-	-
	うち、特定少年	-
	少年院退院	-	100.0	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19表、21表参照）

令和5年における仮釈放許可決定人員10,423人のうち、定期刑の執行を受けた者は10,401人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.8%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人員	総 数	10,401	1	129	1,798	4,910	3,563
	1年以内	931	1	16	120	447	347
	2年以内	3,512	—	57	735	1,807	913
	3年以内	3,332	—	41	654	1,632	1,005
	5年以内	1,913	—	13	266	858	776
	5年を超える	713	—	2	23	166	522
構成比 (%)	総 数	100.0	0.0	1.2	17.3	47.2	34.3
	1年以内	100.0	0.1	1.7	12.9	48.0	37.3
	2年以内	100.0	—	1.6	20.9	51.5	26.0
	3年以内	100.0	—	1.2	19.6	49.0	30.2
	5年以内	100.0	—	0.7	13.9	44.9	40.6
	5年を超える	100.0	—	0.3	3.2	23.3	73.2

(注) 19表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成30年	令和元年	2	3	4	5
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60~69%	1.4	1.8	1.5	1.3	1.2	1.2
70~79%	19.6	18.9	19.0	18.9	18.9	17.3
80~89%	45.9	45.3	44.3	45.0	46.1	47.2
90%以上	33.1	33.9	35.1	34.7	33.8	34.3

(注) 19表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総 数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成30年	12	1	—	—	—	—	1	—	—	—	10
令和元年	16	—	—	—	1	—	—	—	—	—	15
2	14	1	1	1	—	1	—	—	—	—	10
3	8	—	—	—	1	—	—	—	—	—	7
4	6	—	1	—	—	—	—	—	—	—	5
5	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理(23表参照)

令和5年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は414人(前年は548人)であり、その種別ごとの内訳(前年繰越しを含む。)は、仮釈放審理再開事由等通知が370人(同506人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が44人(同42人)である。

審理を再開した人員は 397 人（前年は 531 人）、審理を再開しなかった人員は 10 人（同 12 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 3 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 203 人、許可しない旨の判断がされた人員は 187 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25 表参照）

令和 5 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は 757 人（前年は 779 人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 408 人（開始人員総数の 53.9%）、保護観察停止が 132 人（同 17.4%）、保護観察停止解除が 54 人（同 7.1%）、戻し収容が 4 人（同 0.5%）、少年院仮退院中の退院が 82 人（同 10.8%）、保護観察仮解除が 71 人（同 9.4%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	5
人 員	総 数	1,373	1,137	1,070	805	779	757
	仮釈放取消し	557	449	508	379	360	408
	保護観察停止	207	184	207	137	146	132
	保護観察停止解除	88	79	84	46	59	54
	保護観察停止取消し	-	-	2	2	-	-
	不定期刑終了	-	-	-	-	-	-
	戻し収容	5	12	4	8	6	4
	少年院仮退院取消し	-	-
	退 院	367	273	185	146	124	82
指 数	保護観察仮解除	140	131	79	84	83	71
	保護観察仮解除取消し	9	9	1	3	1	6
	総 数	100	83	78	59	57	55
	仮釈放取消し	100	81	91	68	65	73
	保護観察停止	100	89	100	66	71	64
指 数	保護観察停止解除	100	90	95	52	67	61
	戻し収容	100	240	80	160	120	80
	退 院	100	74	50	40	34	22
	保護観察仮解除	100	94	56	60	59	51
	保護観察仮解除取消し	100	100	11	33	11	67

また、令和 5 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 746 人であり、前年に比べ 4.6%（36 人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 714 人（終結人員総数の 95.7%）、理由なしとしたものが 32 人（同 4.3%）となっている。

II 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和5年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は46,740人であり、このうち、当年開始人員は24,237人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は22,503人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は10,082人（開始人員の41.6%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,327人（同5.5%）、3号観察（仮釈放者）は10,211人（同42.1%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は2,617人（同10.8%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,024人（1号観察開始人員の10.2%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は1,542人（同開始人員の15.3%）、特定1号の開始人員は4,300人（同開始人員の42.7%）、更生指導の開始人員は1,506人（同開始人員の14.9%）となっており、2号観察のうち、特定2号の開始人員は519人（2号観察開始人員の39.1%）、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は743人（3号観察開始人員の7.3%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は935人（4号観察開始人員の35.7%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあるが、令和5年は前年に比べ1.0%（239人）増加している。

なお、令和5年における交通短期及び更生指導を除く開始人員21,189人における女子の比率は、13.0%（2,748人）であり、近年10%前後で推移している。

第10表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	29	30
人員	総 数	45,199	44,056	42,117	39,995	38,103	35,341	32,538	30,844
	1号観察	23,580	22,557	20,811	19,599	18,202	16,304	14,465	12,944
	うち、短期	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480	2,031	1,839	1,582
	うち、交通短期	8,276	7,809	7,327	6,701	6,334	5,981	5,206	4,433
	うち、特定1号
	うち、更生指導
	2号観察	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146
	うち、SE・SA対象者	903	896	757	697	601	477	420	362
	うち、特定2号
	3号観察	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260	12,760	12,299
	うち、一部猶予	0	283	992
員数	4号観察	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460	3,034	2,843	3,455
	うち、一部猶予	0	248	974
	5号観察	-	2	-	1	-	-	1	-
	総 数	100	97	93	88	84	78	72	68
	1号観察	100	96	88	83	77	69	61	55
指標	うち、短期	100	92	83	80	69	56	51	44
	うち、交通短期	100	94	89	81	77	72	63	54
	2号観察	100	95	95	87	80	76	69	60
	うち、SE・SA対象者	100	99	84	77	67	53	47	40
	3号観察	100	101	100	95	93	91	87	84
	4号観察	100	99	96	99	102	89	84	102

種 別		令和元年	2	3	4	5	構成比 (%)	男	女
人員	総 数	29,187	27,208	25,623	23,998	24,237	100.0	18,441	2,748
	1号観察	11,827	10,737	9,932	9,110	10,082	41.6	6,188	846
	うち、短期	1,370	1,335	1,105	829	1,024	4.2	875	149
	うち、交通短期	4,026	3,512	3,416	1,997	1,542	6.4
	うち、特定1号	2,712	4,300	17.7	2,884	384
	うち、更生指導	1,140	1,506	6.2
	2号観察	2,053	1,692	1,560	1,359	1,327	5.5	1,211	116
	うち、SE・SA対象者	315	236	176	158	146	0.6	140	6
	うち、特定2号	18	519	2.1	485	34
	3号観察	11,640	11,195	10,830	10,636	10,211	42.1	8,844	1,367
員数	うち、一部猶予	1,198	1,201	1,090	1,001	743	3.1	627	116
	4号観察	3,667	3,584	3,301	2,893	2,617	10.8	2,198	419
	うち、一部猶予	1,419	1,496	1,325	1,233	935	3.9	810	125
	5号観察	-	-	-	-	-
	総 数	65	60	57	53	54
指標	1号観察	50	46	42	39	43
	うち、短期	38	37	31	23	28
	うち、交通短期	49	42	41	24	19
	2号観察	57	47	43	38	37
	うち、SE・SA対象者	35	26	19	17	16
数	3号観察	80	77	74	73	70
	4号観察	108	105	97	85	77

(注) 1 令和5年の男女の列において、総数、1号観察及び1号観察うち特定1号の行に、交通短期及び更生指導は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

令和5年における交通短期及び更生指導を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

種別	総数	1号観察						2号観察						3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	特定1号(一般)	特定1号(交通)	特定1号(短期)	計	SE・SA対象者以外	SE・SA対象者	特定2号を除く	特定2号	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	21,189	7,034	2,514	536	716	2,117	843	308	1,327	735	446	73	73	10,211	9,468	743	2,617	935	1,682
来日外国人	420	84	33	6	4	25	14	2	33	17	15	1	0	281	279	2	22	5	17
来日外国人の割合(%)	2.0%	1.2%	1.3%	1.1%	0.6%	1.2%	1.7%	0.6%	2.5%	2.3%	3.4%	1.4%	0.0%	2.8%	2.9%	0.3%	0.8%	0.5%	1.0%

(3) 罪名・非行名 (8~11表参照)

令和5年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では多い方から窃盗、傷害、道路交通法、2号観察では窃盗、傷害、大麻取締法、3号観察では窃盗、覚醒剤取締法、詐欺、4号観察では覚醒剤取締法、窃盗、不同意わいせつ・不同意性交等の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
総数	7,034	100.0 (100.0)	1,327	100.0 (100.0)	10,211	100.0 (100.0)	2,617	100.0 (100.0)	2,617	100.0 (100.0)	2,617	100.0 (100.0)
刑法犯	4,942	70.3 (67.3)	1,020	76.9 (73.1)	6,424	62.9 (62.3)	1,275	48.7 (42.9)	1,275	48.7 (42.9)	1,275	48.7 (42.9)
不同意わいせつ・不同意性交等	231	3.3 (3.2)	79	6.0 (5.3)	345	3.4 (3.0)	151	5.8 (4.5)	151	5.8 (4.5)	151	5.8 (4.5)
殺人	6	0.1 (0.0)	15	1.1 (1.3)	110	1.1 (1.2)	18	0.7 (0.7)	18	0.7 (0.7)	18	0.7 (0.7)
傷害	1,120	15.9 (15.3)	261	19.7 (18.9)	316	3.1 (3.1)	143	5.5 (5.2)	143	5.5 (5.2)	143	5.5 (5.2)
業務上過失致死傷	384	5.5 (6.2)	28	2.1 (2.2)	178	1.7 (1.5)	41	1.6 (0.9)	41	1.6 (0.9)	41	1.6 (0.9)
窃盗	2,003	28.5 (25.4)	336	25.3 (23.5)	3,441	33.7 (33.5)	541	20.7 (20.5)	541	20.7 (20.5)	541	20.7 (20.5)
強盗	52	0.7 (0.4)	55	4.1 (5.6)	278	2.7 (2.7)	31	1.2 (0.9)	31	1.2 (0.9)	31	1.2 (0.9)
詐欺	189	2.7 (3.5)	111	8.4 (7.8)	1,189	11.6 (11.7)	94	3.6 (2.6)	94	3.6 (2.6)	94	3.6 (2.6)
恐喝	213	3.0 (2.4)	40	3.0 (2.9)	40	0.4 (0.5)	17	0.6 (0.3)	17	0.6 (0.3)	17	0.6 (0.3)
暴力行為等処罰に関する法律	81	1.2 (0.7)	7	0.5 (0.4)	22	0.2 (0.3)	13	0.5 (0.4)	13	0.5 (0.4)	13	0.5 (0.4)
その他	663	9.4 (10.3)	88	6.6 (5.1)	505	4.9 (4.9)	226	8.6 (6.8)	226	8.6 (6.8)	226	8.6 (6.8)
特別法犯	2,058	29.3 (31.9)	273	20.6 (23.1)	3,787	37.1 (37.7)	1,342	51.3 (57.1)	1,342	51.3 (57.1)	1,342	51.3 (57.1)
大麻取締法	466	6.6 (6.2)	113	8.5 (10.5)	231	2.3 (1.6)	123	4.7 (3.2)	123	4.7 (3.2)	123	4.7 (3.2)
覚醒剤取締法	13	0.2 (0.4)	35	2.6 (4.5)	2,927	28.7 (30.0)	986	37.7 (46.4)	986	37.7 (46.4)	986	37.7 (46.4)
道路交通法	1,026	14.6 (17.5)	79	6.0 (5.4)	348	3.4 (3.6)	95	3.6 (2.8)	95	3.6 (2.8)	95	3.6 (2.8)
毒物及び劇物取締法	-	- (-)	1	0.1 (-)	13	0.1 (0.1)	4	0.2 (0.1)	4	0.2 (0.1)	4	0.2 (0.1)
その他	553	7.9 (13.9)	45	3.4 (13.2)	268	2.6 (4.0)	134	5.1 (7.8)	134	5.1 (7.8)	134	5.1 (7.8)
ぐ犯	34	0.5 (0.8)	30	2.3 (3.6)
施設送致申請	-	- (-)	4	0.3 (0.2)

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」に不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

(4) 保護観察期間 (12表参照)

令和5年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、特定1号を除く1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであり、特定1号は2年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第6表のとおり刑の執行率も比較的高いが多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる4号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑

の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間が満了するまで（特定2号は家庭裁判所が決定した期間が満了するまで、その他は通常20歳に達するまで）であるため保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第16表以下を参照）。

第13表 開始人員の保護観察期間

種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期	
人員	総数	21,189	551	1,775	1,755	4,185	2,149	4,851	2,451	1,931	1,254	279	8
	1号観察	7,034	-	-	-	-	-	3,268	1,428	1,242	822	274	...
	うち、特定1号	3,268	-	-	-	-	-	3,268
	2号観察	1,327	5	9	39	117	174	568	270	92	49	4	...
	SE・SA対象者以外（特定2号除く）	735	3	7	25	102	59	254	162	75	44	4	...
	SE・SA対象者以外（特定2号）	446	2	2	14	15	103	240	70	-	-	-	...
	SE・SA対象者（特定2号除く）	73	-	-	-	-	-	17	34	17	5	-	...
	SE・SA対象者（特定2号）	73	-	-	-	-	12	57	4	-	-	-	...
	3号観察	10,211	546	1,766	1,716	4,068	1,950	147	8	-	1	1	8
	一部猶予	743	65	144	176	264	93	1	-	-	-	-	-
構成比（%）	入所度数	5,426	206	548	592	2,280	1,651	137	7	-	1	1	3
	1度	1,490	98	362	372	527	119	7	1	-	-	-	4
	2度	977	59	210	226	414	67	-	-	-	-	-	1
	3度	2,316	183	644	526	847	113	3	-	-	-	-	-
	4度以上	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不詳	2,617	-	-	-	-	25	868	745	597	382
	4号観察	935	-	-	-	-	25	839	69	2	-
	一部猶予	100.0	2.6	8.4	8.3	19.8	10.1	22.9	11.6	9.1	5.9	1.3	0.0
	1号観察	100.0	-	-	-	-	-	46.5	20.3	17.7	11.7	3.9	...
	うち、特定1号	100.0	-	-	-	-	-	100.0
構成比（%）	2号観察	100.0	0.4	0.7	2.9	8.8	13.1	42.8	20.3	6.9	3.7	0.3	...
	SE・SA対象者以外（特定2号除く）	100.0	0.4	1.0	3.4	13.9	8.0	34.6	22.0	10.2	6.0	0.5	...
	SE・SA対象者以外（特定2号）	100.0	0.4	0.4	3.1	3.4	23.1	53.8	15.7	-	-	-	...
	SE・SA対象者（特定2号除く）	100.0	-	-	-	-	-	23.3	46.6	23.3	6.8	-	...
	SE・SA対象者（特定2号）	100.0	-	-	-	-	16.4	78.1	5.5	-	-	-	...
	3号観察	100.0	5.3	17.3	16.8	39.8	19.1	1.4	0.1	-	0.0	0.0	0.1
	一部猶予	100.0	8.7	19.4	23.7	35.5	12.5	0.1	-	-	-	-	-
	入所度数	100.0	3.8	10.1	10.9	42.0	30.4	2.5	0.1	-	0.0	0.0	0.1
	1度	100.0	6.6	24.3	25.0	35.4	8.0	0.5	0.1	-	-	-	0.3
	2度	100.0	6.0	21.5	23.1	42.4	6.9	-	-	-	-	-	0.1
	3度	100.0	7.9	27.8	22.7	36.6	4.9	0.1	-	-	-	-	-
	4度以上	100.0	-	-	-	-	1.0	33.2	28.5	22.8	14.6
	4号観察	100.0	-	-	-	-	2.7	89.7	7.4	0.2	-
	一部猶予	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 年齢（20表参照）

令和5年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は18・19歳で46.5%（前年は50.5%）、2号観察は18・19歳で46.6%（前年は47.5%）、3号観察は40～49歳で25.4%（前年は26.1%）、4号観察は40～49歳で25.0%（前年は27.6%）となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	7,034	100.0	(100.0)	1,327	100.0	(100.0)
15歳以下	1,096	15.6	(12.8)	52	3.9	(2.0)
16・17歳	2,670	38.0	(36.7)	286	21.6	(20.3)
18・19歳	3,268	46.5	(50.5)	618	46.6	(47.5)
20歳以上	-	-	(-)	371	28.0	(30.2)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	10,211	100.0	(100.0)	2,617	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	13	0.5	(0.1)
20～29歳	1,448	14.2	(14.2)	582	22.2	(19.8)
30～39歳	2,237	21.9	(22.0)	563	21.5	(21.0)
40～49歳	2,594	25.4	(26.1)	653	25.0	(27.6)
50～59歳	2,182	21.4	(21.1)	504	19.3	(19.1)
60歳以上	1,750	17.1	(16.6)	302	11.5	(12.4)

(注) 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等 (3～7表、26表参照)

令和5年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は23,738人である。種別ごと見ると、1号観察が8,949人（終了人員総数の37.7%）、2号観察が1,156人（同4.9%）、3号観察が10,348人（同43.6%）、4号観察が3,285人（同13.8%）、5号観察が0人（同0.0%）である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は1,536人（1号観察終了人員の17.2%）、特定1号の終了人員は2,525人（同終了人員の28.2%）となっており、2号観察のうち、特定2号の終了人員は35人（2号観察終了人員の3.0%）、3号観察のうち、一部猶予の終了人員は、834人（3号観察終了人員の8.1%）、4号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,254人（4号観察終了人員の38.2%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	29
人員	総 数	47,293	46,012	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166
	1号観察	24,969	23,678	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100
	うち、短期	3,595	3,542	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898
	うち、交通短期	8,902	8,064	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516
	うち、特定1号
	うち、更生指導
	2号観察	3,882	3,681	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859
	うち、SE・SA対象者	1,027	972	858	827	762	680	575
	うち、特定2号
	3号観察	14,599	14,948	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876
	うち、一部猶予	-	172
指 数	4号観察	3,843	3,703	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330
	うち、一部猶予	-	-
	5号観察	-	2	-	1	-	-	1
	総 数	100	97	92	88	85	80	74
	1号観察	100	95	87	83	78	72	64
人員	うち、短期	100	99	88	81	78	64	53
	うち、交通短期	100	91	83	79	72	70	62
	2号観察	100	95	86	85	84	82	74
	うち、SE・SA対象者	100	95	84	81	74	66	56
	3号観察	100	102	101	97	94	93	88
	4号観察	100	96	92	88	89	89	87
種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人員	総 数	32,593	30,371	28,339	27,687	26,136	23,738	100
	1号観察	14,132	12,744	11,154	11,182	9,787	8,949	37.7
	うち、短期	1,768	1,473	1,275	1,356	1,016	821	3.5
	うち、交通短期	4,599	4,186	3,495	3,612	2,594	1,536	6.5
	うち、特定1号	463	2,525	10.6
	うち、更生指導	627	1,508	6.4
	2号観察	2,672	2,292	2,144	1,808	1,677	1,156	4.9
	うち、SE・SA対象者	478	401	343	270	230	144	0.6
	うち、特定2号	-	35	0.1
	3号観察	12,388	11,881	11,437	10,874	10,868	10,348	43.6
指 数	うち、一部猶予	791	1,148	1,243	1,062	1,068	834	3.5
	4号観察	3,401	3,454	3,604	3,823	3,804	3,285	13.8
	うち、一部猶予	75	412	960	1,404	1,485	1,254	5.3
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	総 数	69	64	60	59	55	50	...
人員	1号観察	57	51	45	45	39	36	...
	うち、短期	49	41	35	38	28	23	...
	うち、交通短期	52	47	39	41	29	17	...
	2号観察	69	59	55	47	43	30	...
	うち、SE・SA対象者	47	39	33	26	22	14	...
	3号観察	85	81	78	74	74	71	...
	4号観察	88	90	94	99	99	85	...

(注) 3 ~ 7 表参照

(2) 保護観察の終了事由 (4 表、26 表参照)

最近 6 年間の交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第 16 表、第 17 表、第 19 表及び第 20 表のとおりである。

ア 1 号観察

令和 5 年における 1 号観察のうち、交通短期の終了人員は 1,536 人であり、そのうち 1,524 人 (99.2%) が保護観察を解除されており、また、更生指導の終了人員は 1,508 人であり、そのうち 1,437 人 (95.3%) が保護観察を解除されている。これは、交通短期及び更生指導が集団処遇や生活状況

の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和5年における交通短期及び更生指導を除く1号観察終了者5,905人の終了事由別内訳は、期間満了が903人(交通短期及び更生指導を除く1号観察終了者の15.3%)、解除が4,050人(同68.6%)、保護処分取消しが940人(同15.9%)、その他(死亡等)が12人(同0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しどは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期及び更生指導を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他の
人 員	平成30年	9,533	1,165	7,080	1,266	22
	令和元年	8,558	1,092	6,318	1,130	18
	2	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	3	7,570	1,003	5,629	926	12
	4	6,566	919	4,740	901	6
	5	5,905	903	4,050	940	12
指 数	平成30年	100	100	100	100	100
	令和元年	90	94	89	89	82
	2	80	87	79	79	77
	3	79	86	80	73	55
	4	69	79	67	71	27
	5	62	78	57	74	55
構 成 (%)	平成30年	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2
	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2
	2	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2
	3	100.0	13.2	74.4	12.2	0.2
	4	100.0	14.0	72.2	13.7	0.1
	5	100.0	15.3	68.6	15.9	0.2

(注) 26表参照

イ 2号観察

令和5年における2号観察終了者1,156人の終了事由別内訳は、期間満了が899人(2号観察終了者の77.8%)、退院が74人(同6.4%)、戻し収容が3人(同0.3%)、仮退院取消しが0人(同0.0%)、保護処分取消しが178人(同15.4%)、その他(死亡等)が2人(同0.2%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものである。また、戻し収容とは、特定2号を除く2号観察対象者が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものであり、仮退院取消しどは、特定2号が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、地方更生保護委員会が仮退院を取り消すものである。

第 17 表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次	総 数	期間満了	退 院	戻し収容	仮退院取消し	保護処分取消し	その他
人 員	平成30年	2,672	1,925	362	5	…	375 5
	令和元年	2,292	1,727	255	6	…	299 5
	2	2,144	1,645	196	3	…	295 5
	3	1,808	1,448	135	4	…	213 8
	4	1,677	1,354	131	3	—	184 5
	5	1,156	899	74	3	—	178 2
指 数	平成30年	100	100	100	100	…	100 100
	令和元年	86	90	70	120	…	80 100
	2	80	85	54	60	…	79 100
	3	68	75	37	80	…	57 160
	4	63	70	36	60	…	49 100
	5	43	47	20	60	…	47 40
構 成 比 (%)	平成30年	100.0	72.0	13.5	0.2	…	14.0 0.2
	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	…	13.0 0.2
	2	100.0	76.7	9.1	0.1	…	13.8 0.2
	3	100.0	80.1	7.5	0.2	…	11.8 0.4
	4	100.0	80.7	7.8	0.2	—	11.0 0.3
	5	100.0	77.8	6.4	0.3	—	15.4 0.2

(注) 26 表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	1,012	100.0	144	100.0
期間満了	807	79.7	92	63.9
退 院	52	5.1	22	15.3
戻し収容	3	0.3	—	—
仮退院取消し	—	—	—	—
保護処分取消し	148	14.6	30	20.8
その他	2	0.2	—	—

(注) 26 表参照

ウ 3号観察

令和 5 年における 3 号観察終了者 10,348 人の終了事由別内訳は、期間満了が 9,913 人（3 号観察終了者の 95.8%）、不定期刑終了が 0 人（同 0.0%）、仮釈放取消しが 385 人（同 3.7%）、停止中時効完成が 3 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 47 人（同 0.5%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人員	平成30年	12,388	11,818	—	534	1	35
	令和元年	11,881	11,400	—	446	5	30
	2	11,437	10,913	—	492	2	30
	3	10,874	10,466	—	370	2	36
	4	10,868	10,466	—	356	4	42
指 数	5	10,348	9,913	—	385	3	47
	平成30年	100	100	—	100	100	100
	令和元年	96	96	—	84	500	86
	2	92	92	—	92	200	86
	3	88	89	—	69	200	103
構 成 比 （%）	4	88	89	—	67	400	120
	5	84	84	—	72	300	134
	平成30年	100.0	95.4	—	4.3	0.0	0.3
	令和元年	100.0	96.0	—	3.8	0.0	0.3
	2	100.0	95.4	—	4.3	0.0	0.3
～	3	100.0	96.2	—	3.4	0.0	0.3
	4	100.0	96.3	—	3.3	0.0	0.4
	5	100.0	95.8	—	3.7	0.0	0.5

(注) 26 表参照

エ 4号観察

令和 5 年における 4 号観察終了者 3,285 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,457 人（4 号観察終了者の 74.8%）、刑の執行猶予の取消しが 719 人（同 21.9%）、その他（死亡等）が 109 人（同 3.3%）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 5 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 719 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 598 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 83.2%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 118 人（同 16.4%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 3 人（同 0.4%）である。

第 20 表 4号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人員	平成30年	3,401	2,533	749	119
	令和元年	3,454	2,493	871	90
	2	3,604	2,595	909	100
	3	3,823	2,803	921	99
	4	3,804	2,850	833	121
指 数	5	3,285	2,457	719	109
	平成30年	100	100	100	100
	令和元年	102	98	116	76
	2	106	102	121	84
	3	112	111	123	83
構 成 比 （%）	4	112	113	111	102
	5	97	97	96	92
	平成30年	100.0	74.5	22.0	3.5
	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6
	2	100.0	72.0	25.2	2.8
～	3	100.0	73.3	24.1	2.6
	4	100.0	74.9	21.9	3.2
	5	100.0	74.8	21.9	3.3

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成23年	24	25	26	27	28	29
人 員	総 数	42,803	40,837	39,652	37,990	36,098	33,395	30,773
	1号観察	20,662	19,533	18,663	17,480	16,107	14,465	12,834
	うち、短期	2,278	2,029	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138
	うち、交通短期	2,745	2,492	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597
	うち、特定1号
	うち、更生指導
	2号観察	4,835	4,573	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262
	うち、SE・SA対象者	1,521	1,445	1,343	1,211	1,052	851	699
	うち、特定2号
	3号観察	5,988	5,740	5,614	5,364	5,184	4,937	4,822
	うち、一部猶予	-	111
	4号観察	11,318	10,991	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855
	うち、一部猶予	-	248
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	95	93	89	84	78	72
	1号観察	100	95	90	85	78	70	62
	うち、短期	100	89	81	79	65	53	50
	うち、交通短期	100	91	90	79	78	69	58
	2号観察	100	95	96	92	84	75	67
	うち、SE・SA対象者	100	95	88	80	69	56	46
	3号観察	100	96	94	90	87	82	81
	4号観察	100	97	95	94	95	91	87
種 別		平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人 員	総 数	29,019	27,830	26,705	24,643	22,503	23,004	100
	1号観察	11,644	10,724	10,312	9,060	8,380	9,515	41.4
	うち、短期	950	848	908	657	470	673	2.9
	うち、交通短期	1,431	1,271	1,288	1,092	494	500	2.2
	うち、特定1号	2,247	4,022	17.5
	うち、更生指導	513	511	2.2
	2号観察	2,736	2,496	2,044	1,797	1,477	1,650	7.2
	うち、SE・SA対象者	582	497	391	298	225	227	1.0
	うち、特定2号	18	502	2.2
	3号観察	4,733	4,492	4,251	4,207	3,975	3,837	16.7
	うち、一部猶予	312	362	320	348	281	190	0.8
	4号観察	9,906	10,118	10,098	9,579	8,671	8,002	34.8
	うち、一部猶予	1,146	2,150	2,688	2,608	2,359	2,040	8.9
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	68	65	62	58	53	54	...
	1号観察	56	52	50	44	41	46	...
	うち、短期	42	37	40	29	21	30	...
	うち、交通短期	52	46	47	40	18	18	...
	2号観察	57	52	42	37	31	34	...
	うち、SE・SA対象者	38	33	26	20	15	15	...
	3号観察	79	75	71	70	66	64	...
	4号観察	88	89	89	85	77	71	...

(2) 保護観察中の者の状態別人員

令和5年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要がある

れば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第22表 令和5年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	23,004	2.2	22,235	2	56	183	528
	1号観察	9,515	13.5	9,300	2	…	37	176
	2号観察	1,650	11.7	1,591	…	…	15	44
	3号観察	3,837	-3.5	3,728	…	…	78	31
	4号観察	8,002	-7.7	7,616	…	56	53	277
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.7	0.0	0.2	0.8	2.3
	1号観察	100.0	…	97.7	0.0	…	0.4	1.8
	2号観察	100.0	…	96.4	…	…	0.9	2.7
	3号観察	100.0	…	97.2	…	…	2.0	0.8
	4号観察	100.0	…	95.2	…	0.7	0.7	3.5

4 保護観察中の犯罪・非行（31表、44表参照）

令和5年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が22.8%（前年は22.9%）、2号観察が21.1%（同16.8%）、1号観察が20.1%（同17.8%）、3号観察が0.3%（同0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が49.8%、再び1号観察に付された者が36.3%、罰金に処せられた者が5.6%、2号観察では再び少年院に送致された者が69.3%、1号観察に付された者が20.9%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が5.7%、罰金に処せられた者が37.1%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が77.7%、罰金に処せられた者が10.4%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) — ×100 (A)	
		計 (B)	懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予		
			全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	20,694	2,214	608	23	66	760	481	170	2	103	1 10.7
	1号観察	5,905	1,186	22	3	59	591	430	66	1	13	1 20.1
	2号観察	1,156	244	2	1	7	169	51	13	-	1	- 21.1
	3号観察	10,348	35	2	-	-	…	…	13	-	20	- 0.3
	4号観察	3,285	749	582	19	-	…	…	78	1	69	- 22.8
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	27.5	1.0	3.0	34.3	21.7	7.7	0.1	4.7	0.0 …
	1号観察	…	100.0	1.9	0.3	5.0	49.8	36.3	5.6	0.1	1.1	0.1 …
	2号観察	…	100.0	0.8	0.4	2.9	69.3	20.9	5.3	-	0.4	- …
	3号観察	…	100.0	5.7	-	-	…	…	37.1	-	57.1	- …
	4号観察	…	100.0	77.7	2.5	-	…	…	10.4	0.1	9.2	- …

（注）1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

令和5年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、毒物及び劇物取締法(100.0%)、ぐ犯(32.7%)、傷害(27.3%)、2号観察では、暴力行為等処罰に関する法律(40.0%)、傷害(29.2%)、窃盗(27.6%)の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、恐喝(45.5%)、毒物及び劇物取締法(33.3%)及び窃盗(33.3%)の順で再処分率が高くなっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	5,905	20.1	1,156	21.1	10,348	0.3	3,285	22.8
刑法犯	3,974	21.9	878	23.0	6,522	0.5	1,578	25.3
強制わいせつ・強制性交等	201	8.5	73	11.0	328	0.3	140	11.4
殺人	1	-	13	-	136	-	15	-
傷害	908	27.3	219	29.2	318	0.3	189	22.2
業務上過失致死傷	362	7.7	23	17.4	180	0.6	35	14.3
窃盗	1,514	25.3	297	27.6	3,500	0.3	751	33.3
強盗	29	24.1	58	24.1	285	3.2	38	5.3
詐欺	222	19.4	78	10.3	1,225	0.4	117	22.2
恐喝	143	22.4	36	25.0	53	1.9	11	45.5
暴力行為等処罰に関する法律	49	22.4	5	40.0	24	-	22	22.7
その他	545	18.5	76	14.5	473	-	260	18.8
特別法犯	1,882	15.9	234	15.8	3,826	0.1	1,707	20.4
大麻取締法	377	13.5	102	11.8	215	-	94	19.1
覚醒剤取締法	19	21.1	40	10.0	2,992	0.1	1,371	20.3
道路交通法	1,026	17.8	64	21.9	354	-	96	13.5
毒物及び劇物取締法	1	100.0	-	-	13	-	12	33.3
その他	459	13.3	28	25.0	252	1.2	134	26.9
ぐ犯	49	32.7	40	12.5
施設送致申請	-	-	4	-

- (注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。

5 生活環境の調整の実施状況 (55~57表参照)

令和5年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は30,781人であり、前年に比べ132人(0.4%)増加している。内訳を見ると、受刑者が28,508人で57人(0.2%)減少し、少年院在院者は2,273人で189人(9.1%)増加し、婦人補導院在院者は0人(前年0人)となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は31,900人であり、前年に比べ1,421人(4.3%)減少している。内訳を見ると、受刑者が29,883人で前年に比べ1,285人(4.1%)減少し、少年院在院者は2,017人で前年に比べ136人(6.3%)減少している。婦人補導院在院者は0人(前年0人)である。

また、少年院におけるSE・SA対象者とSE・SA対象者以外との間の移行が0人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が35人、少年法第24条第2

項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 159 人、同じく少年法第 64 条第 5 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 117 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から 繰 越 し	開 始 等					終 了 等			年末現在 継 続 中
		総 数	身 上 調 査 書	求 生 活 環 境 調 整	要 調 整 事 項 等 通 知 書	SE・SA 対象者又は SE・SA 対象者以外 か ら 移 行	総 数	終 了	SE・SA 対象者又は SE・SA 対象者以外 に 移 行	
総 数	35,647	30,781	30,099	23	659	—	31,900	31,900	—	34,528
受 刑 者	34,231	28,508	27,844	23	641	…	29,883	29,883	…	32,856
少年院・婦人補導院在院者	1,416	2,273	2,255	—	18	—	2,017	2,017	—	1,672

6 捕導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (58 表参照)

令和 5 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 7,556 人であり、前年に比べ 50 人 (0.7%) 増加している。内訳を見ると、刑の執行終了が 5,048 人 (前年比 28 人 (0.6%) 減)、刑の執行猶予が 1,017 人 (同 2 人 (0.2%) 減)、起訴猶予・処分保留が 930 人 (同 43 人 (4.8%)) 増)、罰金・科料が 375 人 (同 28 人 (8.1%) 増)、労役場出場者・仮出場者が 138 人 (同 7 人 (4.8%) 減)、少年院退院者・仮退院者が 33 人 (同 1 人 (3.1%) 増) となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (60 表参照)

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接、捕導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 5 年において、自庁保護実施人員の総数は 9,312 人であり、前年に比べ 378 人 (3.9%) 減少している。内訳を見ると、捕導援護・応急の救護が 4,291 人 (実施人員総数の 46.1%) で前年に比べ 409 人 (8.7%) 減少しており、更生緊急保護が 5,021 人 (実施人員総数の 53.9%) で前年に比べ 31 人 (0.6%) 増加している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)	
人員	総 数	12,908	12,206	10,460	9,901	9,690	9,312	100.0
	捕導援護・応急の救護	5,644	5,302	4,883	4,839	4,700	4,291	46.1
	更生緊急保護	7,264	6,904	5,577	5,062	4,990	5,021	53.9
指 数	総 数	100	95	81	77	75	72	…
	捕導援護・応急の救護	100	94	87	86	83	76	…
	更生緊急保護	100	95	77	70	69	69	…

(注) 令和 5 年 1 月以前は 1 回の認定に基づき 2 以上の措置を実施したときでも 1 人として計上している。同年 1 月以降、同一月に同一人に対して 2 以上の措置を実施した場合でも 1 人として計上（ただし、更生緊急保護が終了した月に再度開始した場合にあっては、それぞれを別人員として計上。）している。

捕導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 31 人 (前年比 2 人 (6.1%) 減)、食事給与が 276 人 (同 28 人 (9.2%) 減)、衣料給与が 1,064 人 (同 74 人 (6.5%) 減)、医療援助が 10 人 (同 6 人 (250%) 増)、旅費給与が 279 人 (同 28 人 (9.1%) 減)、通所・訪問型保護事業を営む者へのあっせん（令和 5 年 1 月までは「一時保護事業を営む者へのあっせん」として集計）が 2,043 人 (同 195 人 (8.7%) 減) となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（61表、67表、69表参照）

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

令和5年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は9,864人であり、前年に比べ296人（2.9%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,806人（総数の18.3%）であり、令和5年に新たに開始した人員は8,058人（同81.7%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が6,459人、それ以外への委託が1,599人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が3,766人、更生緊急保護が2,693人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が481人、更生緊急保護が1,118人である。

また、令和5年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は7,992人で、前年に比べ362人（4.3%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が6,406人、それ以外への委託が1,586人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が3,775人、更生緊急保護が2,631人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が507人、更生緊急保護が1,079人である。

第27表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成30年	令和元年	2	3	4	5	構成比(%)
人員	総 数	11,263	11,696	10,822	10,397	10,160	9,864 100.0
	補導援護・応急の救護	6,276	6,494	6,227	6,009	5,880	5,363 54.4
	更生緊急保護	4,987	5,202	4,595	4,388	4,280	4,501 45.6
指 数	総 数	100	104	96	92	90	88 ...
	補導援護・応急の救護	100	103	99	96	94	85 ...
	更生緊急保護	100	104	92	88	86	90 ...

（注） 61表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者3,710人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
人員	総 数	3,710	334	204	370	263	504	482 1,553
	刑の執行終了者	2,323	203	124	155	178	346	324 993
	刑の執行猶予者	584	60	32	146	32	61	68 185
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	525	51	31	40	38	59	52 254
	罰金受刑者・科料受刑者	209	17	14	24	11	28	25 90
	労役場出場者・仮出場者	44	1	2	2	4	5	9 21
構成比 (%)	少年院退院者・仮退院者	25	2	1	3	-	5	4 10
	総 数	100.0	9.0	5.5	10.0	7.1	13.6	13.0 41.9
	刑の執行終了者	100.0	8.7	5.3	6.7	7.7	14.9	13.9 42.7
	刑の執行猶予者	100.0	10.3	5.5	25.0	5.5	10.4	11.6 31.7
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	9.7	5.9	7.6	7.2	11.2	9.9 48.4
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	8.1	6.7	11.5	5.3	13.4	12.0 43.1
-	労役場出場者・仮出場者	100.0	2.3	4.5	4.5	9.1	11.4	20.5 47.7
	少年院退院者・仮退院者	100.0	8.0	4.0	12.0	-	20.0	16.0 40.0

（注） 69表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,710 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 80.9%、次に、親族と同居を望まずが 7.7%、親族が引受けを拒否が 7.3% の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人	総 数	3,710	3,003	272	284	75	76
	刑の執行終了者	2,323	1,912	169	160	37	45
	刑の執行猶予者	584	436	49	59	26	14
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	525	445	20	43	9	8
	罰金受刑者・科料受刑者	209	161	19	18	3	8
	労役場出場者・仮出場者	44	41	2	-	-	1
	少年院退院者・仮退院者	25	8	13	4	-	-
構成比 (%)	総 数	100.0	80.9	7.3	7.7	2.0	2.0
	刑の執行終了者	100.0	82.3	7.3	6.9	1.6	1.9
	刑の執行猶予者	100.0	74.7	8.4	10.1	4.5	2.4
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	84.8	3.8	8.2	1.7	1.5
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	77.0	9.1	8.6	1.4	3.8
	労役場出場者・仮出場者	100.0	93.2	4.5	-	-	2.3
	少年院退院者・仮退院者	100.0	32.0	52.0	16.0	-	-

(注) 67 表参照

令和 5 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,872 人で、前年に比べ 66 人 (3.7%) 増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,498 人、それ以外への委託が 374 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 972 人 (構成比 64.9%)、更生緊急保護が 526 人 (同 35.1%) となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況 (71~74 表参照)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から令和 5 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属性数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
22	389 (17)	382 (15)	72 (4)
23	431 (16)	413 (19)	90 (1)
24	375 (20)	403 (19)	62 (2)
25	396 (8)	387 (8)	71 (2)
26	367 (11)	368 (13)	70 (-)
27	339 (13)	351 (10)	58 (3)
28	362 (11)	353 (13)	67 (1)
29	388 (21)	372 (20)	83 (2)
30	308 (15)	335 (13)	56 (4)
令和元年	299 (8)	294 (11)	61 (1)
2	336 (11)	321 (12)	76 (-)
3	315 (8)	311 (4)	80 (4)
4	291 (8)	325 (12)	46 (-)
5	281 (7)	258 (6)	69 (1)
累 計	6,548 (213)	6,479 (212)	

(注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属性数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
令和元年	223	206	755
2	239	201	793
3	249	226	816
4	259	241	834
5	201	257	778
累 計	4,490	3,712	

- (注) 1 平成 17 年は、7月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <183>	686 <610>
29	236 <205>	257 <222>	665 <593>
30	257 <232>	266 <238>	656 <587>
令和元年	200 <177>	235 <201>	621 <563>
2	202 <169>	247 <220>	576 <512>
3	211 <187>	231 <206>	556 <493>
4	227 <203>	199 <178>	584 <518>
5	232 <217>	207 <176>	609 <559>
累 計	3,814 <3,076>	3,205 <2,517>	

- (注) 1 平成 17 年は、7月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

III 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

令和5年において、常時恩赦の受理人員総数は57人で、前年に比べ9人（13.6%）減少している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が29人、新受人員が28人となっている。また、新受人員の上申序別内訳は、保護観察所からが15人（前年19人）、刑事施設からが8人（同9人）、検察庁からが5人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申序等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	57	-13.6	100.0
旧 受	29	-12.1	50.9
新 受	28	-15.2	49.1
保護観察所	15	-21.1	26.3
刑 事 施 設	8	-11.1	14.0
検 察 庁	5	0.0	8.8

2 常時恩赦の既済状況（1表参照）

令和5年において、常時恩赦の上申序別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は22人で、前年に比べると15人（40.5%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が12人（既済人員総数の54.5%）、恩赦不相当が9人（同40.9%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申序	総 数	相 当					不相当	その他
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	22	12	-	-	2	10	9
	保護観察所	12	10	-	-	2	8	1
	刑 事 施 設	6	-	-	-	-	-	6
	検 察 庁	4	2	-	-	-	2	2
構 成 比 （%）	総 数	100.0	54.5	-	-	9.1	45.5	40.9
	保護観察所	100.0	83.3	-	-	16.7	66.7	8.3
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0
	検 察 庁	100.0	50.0	-	-	-	50.0	50.0